

様式第1号（第4条関係）

平成28年8月24日

行田市長 工藤正司 様

<提案者>

所在地

団体名 星河地区青少年育成会

代表者氏名 山内 敏臣

電話番号

e-mail

行田市市民活動やる気応援助成金事業提案書

行田市市民活動やる気応援助成金の交付を受けるための提案事業としての採択を受けたいので、下記のとおり提案します。

記

- 1 助成事業の種類（いずれか該当するほうに○）

新たな取組応援事業 ・ スタート応援事業

2 事業の名称 総合体育館前花壇の花いっぱいおもてなし事業

3 総事業費 金252,468円

4 助成対象額 金100,000円

5 添付書類

- (1) 新たな取組応援事業計画書（様式第2号）又はスタート応援事業計画書（様式第3号）
- (2) 事業詳細計画書（様式第4号）
- (3) 収支予算書（様式第5号）
- (4) 会員名簿（様式第6号）
- (5) 団体の定款又はこれに準ずるもの
- (6) 活動実績一覧（様式第7号）
- (7) NPO法人化に向けた取組実績が確認できる書類（スタート応援事業）
- (8) その他助成金の審査において市長が必要と認める書類

新 た な 取 組 応 援 事 業 計 画 書

事業名	総合体育館前花壇花いっぱいおもてなし事業
助成分野	☐ “ひとの元気” ☒ “地域の元気” ☐ “まちの元気”
実施期間	平成28年10月1日 ～ 平成28年11月30日
事業の目的（地域のニーズや課題等を明確にしたうえで具体的に記載してください） 星河地区青少年育成会では、27年度から三谷郷地区水田環境を守る会と事業連携を進め、昨年9月にグリーンアリーナ南側道路わきに、地区内の親子100人以上の参加で、花苗を植える花いっぱい運動を新たに始めた。この取り組みを見た地区内外の多くの市民から「花がきれいだ」「いい活動だ」と評価する声をいただいた。その中で、子供達の交流機会をもっと増やしてほしいとの声も多かった。 そこで、子供たちによる地域の活性化をさらに進めるため、グリーンアリーナの2階エントランスへ続く階段両側にある花壇を使って、子供達による花苗植えを実施するものである。 すでに、総合体育館側との事前調整も進んでおり、花苗の提供や当日の植栽指導は埼玉地区の花農家有志グループ「にこにこクラブ（代表山本園芸）」に、花苗等購入は地元農家グループ「三谷郷地区水田環境を守る会」が行うことで、これまでにない4団体の協働体制によって、子供たちの活動と交流の機会を増やすとともに、グリーンアリーナ利用者への「おもてなし」にもなる事業を実施しようとするものである。	
事業の概要（詳細については、事業詳細計画書（様式第4号）に記載してください） おもな活動は事前準備と当日の植栽活動に分けて実施する。 事前準備 1. 花壇内には砂利や石があるが量がまちまちなため、砂等を入れて深さを一定にする。 2. プランターの水はけを確保するため、材木を組んだプランター台を中に入れる。 3. プランターを購入し用土を入れておく。植栽する花苗や球根を選定する。 植栽活動 1. にこにこクラブのメンバーが指導者となり、子供達に植栽をやってもらう。 2. 植え終わったプランターを大人やボランティア中学生がプランターを花壇内に並べる。 事後管理 1. 育成会役員が見回りするとともに、体育館側の協力で水やり等を実施していく。	
事業実施により期待される効果（事業の成果、波及効果などを記載してください） 以下の効果が期待される。 1. 地元の子供たちのさらなる交流機会を増やすことができる。 2. 小学生中学生のボランティア精神の涵養、公共心の涵養の機会となる。 3. 利用されてこなかった花壇の有効活用が図られる。 4. 花の生産地としての行田の宣伝となる（花の地産地消、農業の振興）。 5. 施設利用者への「おもてなし効果」。 6. 4団体の協働によって、次年度以降も継続的に実施できる体制が構築される。	

事業詳細計画書

個別事業名	事業の詳細・実施方法	実施期日	実施場所
事前打合せ会議	星河地区青少年育成会役員会 関係機関の役割分担確認 事前購入資材等の手配確認 当日の運営手順の確認 子供たちへの連絡通知の準備 ミニ看板の内容検討と発注準備	28.9.18	星河公民館
資材購入	材木、砂利、プランターの購入 ミニ看板の発注	28.9.下旬	市内店舗
花壇内の事前整備	花壇内の深さを一定とする砂入れ 台となる材木の加工と設置	28.9.下旬	体育館前花壇
植栽活動	地元小学生とその保護者、中学生ボランティア、花農家グループにこにこクラブ6人、青少年育成会役員5人が参加。 花苗と球根の植え付けを指導しながらプランターを完成させ、中学生ボランティアの協力のもと花壇内にプランターを配置する。 （所要時間：約2時間）	28.10.2	体育館前花壇
看板設置	花壇前に各団体名を入れたミニ看板を設置。	28.10.中旬	体育館前花壇
反省会議	会計処理、決算書の作成 事業実施報告書の作成打合せ	28.10.末	星河公民館

収 支 予 算 書

○収入の部

単位：円

科 目	予 算 額	積 算 の 根 拠	備 考
やる気応援助成金	100,000		行田市
活動助成金	140,000		三谷郷地区水田環境を守る会
自己資金	12,468		青少年育成会
合 計	252,468		

○支出の部

単位：円

科 目	予 算 額	積 算 の 根 拠	助成対象額
諸材料費	8,100	砂利1.5m ³	8,100
	28,000	用土2.8m ³	28,000
	2,800	IB化成1号肥料20kg	2,800
備品購入費	58,688	プランター448円×131個	58,688
	32,400	プランター台30個用材木	32,400
消耗品費	78,600	花苗・球根5個×131個	78,600
	14,280	軍手120組、飲み物120本	14,280
委託費	20,000	ミニ看板2本作成費	20,000
保険料	9,600	ボランティア活動保険料	9,600
合 計	252,468		100,000

※ 提案事業の総事業費の収支を記載してください。

※ 支出の部〔助成対象額〕欄には、科目ごとの助成対象額を記載してください。

様式第6号（第4条関係）

会 員 名 簿（団体名：星河地区青少年育成会）

役職名、氏名（フリガナ）、住所は必須です。（住所は地番、方書まで記入してください。）

No	役職等	氏 名	住 所	摘 要
1	会 長	山内敏臣 ヤマウチハルミ	■■■■■■■■■■	東二自治会副会長
2	副会長	長谷川浩 ハセガワヒロシ	■■■■■■■■■■	三谷郷地区水田環境を守る会
3	副会長	柿沼貴志 かしヌマタシ	■■■■■■■■■■	
4	会 計	清田 悟 キヨタサトル	■■■■■■■■■■	
5	監 事	中込広治 ナカゴヒロシ		東台自治会長
6	監 事	染谷新司 ソメヤシンジ		体育協会理事長
7	理 事	佐藤茂美 サトウケミ	■■■■	三谷郷自治会長
8	理 事	神田利治 カンダトシハル		交通安全協会
9	理 事	早坂好一 ハヤサカヨシカズ		小橋団地自治会長
10	理 事	茂木一之 モエキカズユキ		柳坪自治会長

活 動 実 績 一 覧

期 日 (時間)	内 容	場 所	備 考
27.7.5	育成会通常総会	星河公民館	約40人出席
8.23	育成会理事会（各子供育成会長会議） （花いっぱい運動実施の告知）	星河公民館	約30人出席
9.26	花いっぱい運動・花苗植栽活動	春日地区通学 路脇花壇	約30人出席
9.27	花いっぱい運動・花苗植栽活動	グリーンアリーナ南 側道路花壇	約100人出席
10.10	行田クリーン運動	さきたま古墳 公園内	
11.7	星河地区文化祭（花苗販売）	星河公民館	
11.8	星河地区文化祭（もち販売）	星河公民館	
28.2.27	行田クリーン運動	総合運動公園	
5.22	育成会理事会	星河公民館	約30人出席
5.29	育成会通常総会 （花いっぱい運動実施等の告知）	星河公民館	約40人出席
6.12	花いっぱい運動・花苗植栽活動	春日地区通学 路脇花壇、グリー ンアリーナ南側道 路花壇	
6.28	星河チャレンジ！親子で古代米づくり体験 （第1回田植え体験会）	谷郷明神前の 水田	約40人出席
8.6～7	星河チャレンジ！サマーキャンプ in 群馬	群馬県上野村	約40人出席

※写真やチラシ等、活動内容が分かるものがあれば添付してください。

行田市星河地区青少年育成会

(名称及び事務所)

第 1条 本会は行田市星河青少年育成会と称し、事務所を会長宅におく。

(組織)

第 2条 本会は行田市星河地区内の住民をもって組織する。

(目的及び事業)

第 3条 本館は星河地区内の心身の健全な育成を図ると共に、会員相互の研修・親睦を図ることを目的とする。

第 4条 本会は前条の目的を達成するため、つぎの事業を行なう。
(1) 青少年の非行化の防止及び事故防止対策に関すること。
(2) その他必要と認める事項

(役員)

第 5条 本会に、つぎの役員を置く。
会長 1名 副会長 若干名 会計 1名 監事 2名
理事 若干名

第 6条 役員を選出は、つぎによる。
(1) 会長、副会長、会計及び監事は、理事会において選出し、総会において承認する。
(2) 理事は、関係機関・団体から選出された者とする。

第 7条 各役員は、つぎの役職を行なう。
(1) 会長は、本会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
(2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
(3) 会計は、本会の会計事務を行なう。
(4) 理事は、理事会を構成し、会務を総理し、会務を審議し執行する。
(5) 監事は、本会の会計を監査する。

第 8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
3 役員は、任期が満了しても、後任者が就任すまでは、その職務を行なう。

(会 議)

第 9 条 本会に、つぎの会議を置く。

- (1) 総 会
- (2) 理事会

第10条 総会は、定期総会、臨時総会とし、つぎの事項を審議・決定する。

- (1) 事業及び予算・決算の承認
- (2) 役員の承認
- (3) 会則の改廃
- (4) その他の重要な事項

第11条 定期総会は、年1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催するものとする。

第12条 理事会は、会務を審議し、執行する。

第13条 会議は、会長が招集する

第14条 会議は、出席者の過半数をもって決定する。

(会 計)

第15条 本会の経費は、つぎの収入をもってあてる。

- (1) 助成金
- (2) 補助金

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第17条 本会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、理事会で定める。

(付 則)

- 1 本会則は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 2 昭和56年 5月24日 一部改正
- 3 昭和61年 5月18日 一部改正 (会費額変更)
- 4 平成 6年 5月22日 一部改正 (会費額変更)
- 5 平成14年 月 日 一部改正
- 6 平成17年 5月 8日 一部改正 (会費110円を100円に減額変更)
- 7 平成26年10月 4日 全文改正